

## 費用介護手当は・・・

### ★費用を出して介護を受けている場合に申請できます。★

#### ○介護を受けた場所

自宅で介護を受けた場合が対象です。医療機関に入院時(医師が特別に必要と認めた場合は除く)や社会福祉施設等で介護を受けた場合は対象になりません。

#### ○介護に従事する者

特に制限はありません。(ホームヘルパー・家政婦・友人・知人・親族でも費用を支出して介護を受けていれば支給されます。)

しかし、申請者の配偶者および同一世帯に属するもの(同居しているもの)が介護を行った場合は、通常の支払い関係がないものとみなされますので、支給対象になりません。

#### ○費用の範囲

介護人に対して支払った賃金・日当・謝金・交通費等の実費

#### ○介護保険との関係

- ・ 介護保険の訪問介護・旧介護予防訪問介護・第1号訪問事業・夜間対応型訪問介護を利用したときの自己負担分について、介護手当として申請できます。
- ・ 他の介護保険サービスは介護手当の対象になりません。
- ・ 費用を支出して介護を受けた場合は、介護保険法の規定による給付以外のものであっても、介護手当の対象になります。(保険外でヘルパー利用したものも申請可です。)

#### ○申請方法

- ・ お近くの保健所で申請できます。
- ・ 初回の申請時は、①介護手当支給申請書、②診断書(介護手当用)、③介護内容申立書、④介護サービスを利用しない理由の申立書(別居の親族、知人等による介護で介護保険事業所のサービスを利用しない場合)⑤領収書(別居の親族、知人等による介護の場合は「介護実績明細書及び介護料領収書」)、⑥介護を受けた日を証する書類(領収書に介護を受けた日が明記されていけば不要)を揃えて御提出ください。
- ・ 初回の申請で給付決定すれば、翌月以降は利用した月ごとに申請することになります。翌月以降は診断書・介護内容申立書の添付は省略できます。

※ 費用介護手当(重度)受給者は、費用を支出して介護を受けなかった月は家族介護手当の支給を受けられます。その月については介護手当支給申請書と介護内容申立書(家族が介護人として申立)を提出してください。

## 家族介護手当は・・・

★費用を出さずに身のまわりの世話を受けている場合に申請できます。★

### ○介護を受けた場所

費用介護手当と同じです。

### ○介護に従事する者

- ・ 特に制限はありません。
- ・ 費用介護手当とは違い配偶者, 同一世帯の者も対象になります。

### ○申請方法

- ・ お近くの保健所で申請できます。
- ・ 初回の申請時は①介護手当支給申請書②診断書(介護手当用)③介護内容申立書④介護手当継続支給申請書を揃えて御提出ください。④を提出することで、直近の5月までは申請しなくても手当を継続受給できます。

※ 施設・医療機関への入所・入院などで在宅介護を受けなくなったり、重度障害に該当しなくなった場合には必ず届け出てください。手当支給要件に該当しなくなっていたことが後日判明した場合には、手当を返還していただくこととなりますので、御注意ください。

※ 費用介護手当を受けた場合は、家族介護手当は受けられません。

※ 家族介護手当受給者が、費用を支払って介護を受けるようになった場合には、費用介護手当(重度)へ切り替えることができます。手続きについては保健所か県生活援護課にお問い合わせください。